

佐賀県告示第 105 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成 25 年 3 月 19 日から平成 25 年 4 月 18 日まで佐賀県交通政策部道路課及び有明海沿岸道路整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 19 日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 444 号	佐賀市久保田町大字新田字 新田 3338 番 1 地先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字二 本谷籠 369 番 1 地先まで	後	70.2 ~ 10.2	1,636.3
	—————	前	—————	—————
県道 佐賀外環状 線	佐賀市久保田町大字新田字 三籠 1190 番 20 地先から 佐賀市久保田町大字新田字 三籠 1123 番 5 地先まで	後	40.5 ~ 6.4	619.9
	佐賀市久保田町大字新田字 三籠 1190 番 20 地先から 佐賀市久保田町大字新田字 三籠 1123 番 5 地先まで	前	12.6 ~ 7.0	620.6
県道 十五中原線	佐賀市嘉瀬町大字十五字二 本谷籠 386 番 1 地先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字二 本谷籠 387 番地先まで	後	31.7 ~ 9.5	314.7
	佐賀市嘉瀬町大字十五字二 本谷籠 386 番 1 地先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字二 本谷籠 387 番地先まで	前	9.6 ~ 8.1	311.5
県道 佐賀環状自 転車道線	佐賀市嘉瀬町大字十五字立 野籠 1014 番 4 地先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字一	後	4.6 ~ 3.5	224.5

	本松籠 955 番地先まで			
	_____	前	_____	_____